

1 みやぎ海とさかなの県民条例に基づく「水産業の振興に関する基本的な計画」の概要

本県では、水産業が地域社会を支える活力ある産業として発展し、安全で良質な水産物を安定供給していくとともに、水産業が果たすべき役割と豊かな自然を次代に引き継ぎ、健康で潤いのある県民生活を築き上げるため、県、県民、水産業者等が互いに連携しながら、それぞれの責務と役割において、本県の水産業の振興に努めることを宣言し、その方策を明らかにするため、平成15年3月20日に「みやぎ海とさかなの県民条例」が公布されました（平成15年4月1日施行）。

この「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づいて、「健全で豊かな食と環境を実現する水産業の構築」を目指し、本県水産業の振興に関する中長期的な目標、基本的な方針及び総合的かつ計画的に展開すべき施策の方向性を示したものが「水産業の振興に関する基本的な計画（以下、「基本計画」という。）」（平成16年6月30日施行）です。

【施策の展開方向】

- () 量から質へ、健全な資源と環境づくり
- () 消費者の視点に立った安全・安心な生産・供給体制の確立
- () 高い意欲と能力のある人材育成と経営体のレベルアップ
- () 地域に根ざした水産業の競争力の強化とみやぎブランドづくり
- () 水産業に関する県民理解の促進と地域環境の整備
- () 国への働き掛け